

# 八王子市高齢者自立支援住宅改修給付事業の支給に係る受領委任払い実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日施行

改正 平成 30 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、八王子市高齢者自立支援住宅改修給付事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日施行。以下「自立支援住宅改修要綱」という。）に基づく給付（以下「自立支援住宅改修給付」という。）を受ける者へ受領委任払いを実施することにより、自己費用の一時的負担を軽減することを目的とする。

## (事業の対象者の手続)

第 2 条 自立支援住宅改修要綱に定める事業の対象者（以下「対象者」という。）は給付金の受領に関し、住宅改修事業者（以下「事業者」という。）にその権限を委任することができる。

## (事業者の手続)

第 3 条 この要綱による受領委任払いを受任する事業者は、八王子市と高齢者自立支援住宅改修給付事業受領委任払い契約（以下「受領委任払い契約」という。）を締結しなければならない。

2 事業者は、対象者から受領委任払いの委任を受けたとき、次に掲げる事項について確認しなければならない。

- (1) 自立支援住宅改修要綱第 3 条に規定する住宅改修に該当すること。
- (2) その他自立支援住宅改修給付の支給要件に該当すること。

## (事業者への支払)

第 4 条 市長は、事業者が受領委任払い契約を締結し、対象者から委任を受けたとき、自立支援住宅改修給付を支給すべき額の限度において、当該対象者に代えて、当該事業者に自立支援住宅改修給付の支払をすることができるものとする。

## (対象者の支払額)

第 5 条 受領委任払いにより自立支援住宅改修給付の給付を受ける対象者は、当該住宅改修に要する費用から、自立支援住宅改修要綱第 5 条に定める給付額を控除した額を事業者を支払うものとする。

(申請書類の提出)

第6条 対象者から受領委任払いの委任を受けた事業者は、高齢者自立支援住宅改修給付事業申請書(受領委任払い用)及び自立支援住宅改修要綱別表第2に定める書類を市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 市長は、自立支援住宅改修給付の支給を決定したとき、申請者に支給決定の通知を、事業者に支払の通知をする。また、不支給の決定をしたときは、申請者及び事業者に不支給の決定を通知する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。